

NOTE

動きつつある村

(II) 人と部落

一、戦後の変革

二、部落の構造と動き

三、戦後の指導者の一つのタイプ

川 口 諱

コメント 市岡幸三

この報告は、前稿と同じ東海地方のある村を、とくに社会構造の面からとらえようとしたものである。

一、戦後の変革

この村は、昔から水害（旱魃および洪水）がひどく、没落する農家も多かったから、土地の移動は激しかった。階層分化は進行して、五、六戸の二〇〇五〇町歩地主を頂点に、中小地主層が各部落に成立し、昭和四年において水田の小作地面積割合は六九％の高率を示していた。

第一次大戦以降、地主の離農化は進行し、その多くが離村し不在化した。他方、零落して水田を手離す耕作農民も、小作料の減

免折衝や小作地質戻しのさいのパーソナルな情実や圧力にわずらわされるのをきらつて、在村小地主よりも村外の信用のおける大地主に土地を売ったがる傾向があり、地主の不在化はこの面からも促進された。

水害の頻発は小作料減免をめぐる小作争議を年毎にひきおこした。しかし小作人の組織活動は部落を越えて拡大成長するまでにはいたらなかった。おそらくその理由の一つは、水利の不安定からくる水争いが、つねに水上と水下との部落の対立をひきおこして、小作人たちの部落を越えた連繋をはばむ傾向をもつた点であらう。農民の言をかりれば、「本当をいえば地主同志の喧嘩だが、第一線で喧嘩をしたのは小作人」であつたのである。揚水設備が完成して旱魃の危険がさり、部落間の水喧嘩が沙汰止みになったのは、ようやく昭和一二年以降のことであつた。

この村の戦後の諸変革と民主化は、かなり徹底的に行われた。のちに社会党の代議士にその地区から当選した本村出身、東大法科卒の実力者O氏がその指導者であつた。敗戦直後の混乱期に、まず、O氏のそだてた日農系農民組合の青年部は、「二・二六事件」と称される役場首脳部つるし上げ事件を強行して氣勢をあげた。続いて昭和二二年四月の村長選挙には、O氏みずから農民組合の勢力を背景にして立候補し、接戦のすえ、地主を中心とする旧勢力をおさえて当選した。旧勢力が分裂して二人の候補者をた

て、三人で争う選挙戦になったことが新勢力の側に幸いしたのであったが、幸勝であつた。

このように小作農を中心とする農民組合の新勢力が、よく地主を中心とする旧勢力に対抗しえた理由の一つは、当時、地主の離農化傾向がすでに進行し、一面識もない村外地主の所有地を耕作する小作農が多数あつたことであろう。かれらは、旧勢力の中心たる在村小地主にたいして相対的に自立的でありえた。農地改革によつて難なく新自作農となりえたかれら不在地主の小作人層は、戦後の民主化の風潮とO氏の指導にはげまされて、旧地主勢力に比肩しうる新勢力を形成した。

在村小地主の小作人たちのなかには、当初はなお、地主の身分としての義理にほだされて旧勢力維持のお先棒をかついだものも少なくあつたが、旧勢力の頹勢につれて漸次、新勢力のがわに寝返つた。昭和二年以来、揚水設備の完成によつて部落間の水喧嘩がなくなつていたことも、全村的な農民組合活動を盛りあげた上に好都合であつたであらう。

村長選挙に勝利を占めるや、O氏はむらの民主化にむかつて精力的な活動を開始した。部落をまわり歩いて部落密合いを頻繁にひらかせ、その民主的な運営を奨励した。みずから農民組合の長として、農地改革や食糧供出の公正な実施を指導した。減税斗争にむかつて農民を組織する一方、中央政界や占領軍当局にみずか

ら出歩いて減税に努力した。村民積年のなやみであるA川の氾濫に根本的に対処すべく、政府に働きかけて一市九カ町村におよぶA川改修の大工事着手にまでこぎつけた。

こうして地主を中心とする旧勢力と農民組合を中心とする新勢力との勢力関係は、「勝敗を争つているうちに若手の新勢力がどんどん伸びはじめ、能力さえあればいままでのような新勢力も引け目を感じなくなつた」。昭和二六年四月の第二回村長選挙は新旧両勢力の一騎打となつたが、新勢力のO候補が七割を超える支持票をえて圧勝した。「いさまで傍觀的だつた中立派の頭のよい連中もつぎつぎに新勢力に傾いてしまひ」、軍配は決定的に新勢力の側にあがつた。こうして、昭和二六年以降、新旧勢力の対立は政治の表面から全く姿を消すにいたつたのである。

従来、地主層に独占されていた農協組合長のイスにも、元小作農出身のK氏が総会の圧倒的多数の支持をえて当選し(この村の農協では、組合法によらず組合長を総会で直接に公選している)、以後、再選を続けて今日にいたつている。かつては小作人層が完全に締め出されていた村議会や農協理事会の議席も、今日ではその七割が元小作農出身者によつて占められている。部落の区長や部落会長その他の役員にも、元小作農の進出がめざましい。

しかし、農地改革が終了して小作農の大半が自作農となり、食糧供出制度も緩和され、税金斗争も十分な成果をあげえずして下

火となるにつれて、新勢力の中心であつた農民組合活動は急速に衰微していつた。農民の能動的な意慾を組織してさらに發展させるには、新しい目標が与えられねばならなかつた。O村長の慧眼は、この危機に「農業総合五カ年計画」の立案と実施をもつて対処した。農業改良普及員の表現をかりれば、それは「水脈を掘りあてた」ものであつた。「村と農協がボーリングしたら、水が吹きだしてきた」のである。

O村長は「総合五カ年計画」に着手後まもなく代議士に当選して直接の指導の地位を離れたが、しかし農民はすでに動きだしていた。ことに、有能な農業改良普及員の指導をえて、苺の共同販売は急速に發展して全村的に統一され、「『N苺』のレットルはいまや東京市場で確たる地歩をきずいた」。トマトも全村一本で共同出荷され、清浄栽培でその名を売って進駐軍むけの安定した市場を確保した。すでに数年にわたつているきびしい共同選果にも、農民の結束は動搖のきざしをみせてはいない。

かつてはO村長の強力・厳格な指導のもとで激しい政治斗争を経験した農民たちは、いまや、強力な政治的指導者に率いられることなしに、しかも冷静な合理的態度の要求される経済競争にむかつて、より自覺的な結束を保持し続けているのである。

二、部落の構造と動き

いまみたように、戦後、この村を襲つた変革の波は小さなものではなかつた。ところが、当時もつとも急進的であつた農民組合青年部の若者たちが一番苦しんだのは、「村から部落に帰つたときの旧勢力との対立であつた」という。村段階の派手な動きと部落の中の動きとは必ずしも一致していなかつたのであろう。部落は村段階の変革の波にどのように対応したのであろうか。

この村には一四の部落がある。われわれが簡単なきき取り調査をなしたのは、その中のわずか二カ部落の、しかも数人の部落民にすぎず、これをもつて全体を論ずることは正しくないし、結論のさき走りのそしりを免がれまい。しかし一つの覺書として若干の分析と大づかみな推論を試みて、これに対する御批判を願つておくことも、今後のさらに詳細な調査のために役立つことであらう。

なお「」内はすべて調査中にききとつた農民の言葉である。

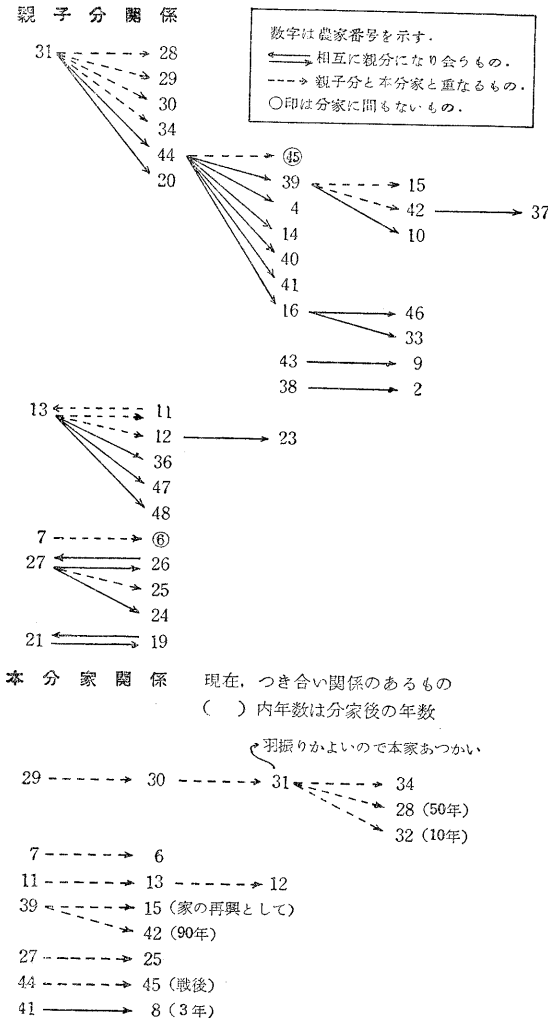
N部落「七軒百様のむら」

N部落は、古来もつともみじめな水害の常習地であつた。封建領主の統治の限界地域であつたらしく、知行の分け取り地にされていたようで、「わきの部落は一部落一殿様の支配下にあつたが、この部落だけは七人の殿様の支配下にあつた。」

「七軒百姓」と言いつたえられている七戸の旧家は、それぞれの殿様にたいする部落の百姓代であった。かれらは、絶えまなく襲来する洪水による減収に、貢租減免のために結束して「七人の殿様」に対抗した。七人の百姓代が、血縁者以上に緊密につき合いい、「ヤシキノシンセキ」として結び合つたのもそのためであつたといわれている。こうして、この親戚つき合いは今日もなお続

けられ、部落的連帯の一つの安定要素となつていようにみうけられる。

農地改革前のこの部落の水田小作地面積割合は四一％でむらはもつとも低く、部落に存在する数戸の地主はいずれも五町歩未満の小地主であつた。しかし部落の支配権はやはり、農地改革まで主として地主層の掌中にあつた。図はこの部落の親分子分系列



N部落の本分家・親子分関係

を示したのだが、農家番号31および44が頭ぬけて大きな親分としての勢力をもっていることがわかる。しかもこの31と44とがまた親分子分關係を結んでいるのであつて、この二系列だけで部落成員の過半を包含している。ついで勢力のある親分は13・27・39である。これら親分農家の性格をさぐつてみると、Aクラスの親分たる31と44は大正年間まで部落第一および第二の地主であつた家であり、Bクラスの親分たる13・27・39は昭和以降に大きくなつた地主の家である(13と39は農地改革時における部落第一・第二の地主)。部落はこれら親分地主層の支配のもとにあつたのである。

ところで、これら地主親分とその子分との關係は本家分家關係と重複しているものが多く、現在、本家分家のつき合ひをしている家の間で親子關係を結んでいないものはない。しかも「本分家關係は分家が独立してしまふと附合ひが薄らいであとは親戚づき合ひになる」というから、地主親分とその子分との關係は親戚關係と深く重複し交錯し合つていゝであらう。ちなみにこの部落の「ムラシンセキ」(部落内の親戚)は、さきにのべた「七軒百姓」の「ヤシキノシンセキ」を中核にして部落全体に甚だしく濃く交錯しているものであり、例えば七軒百姓の一家である農家10のごとき、実に二二戸の「ムラシンセキ」をもっているのである(この部落の総戸数は四八戸)。

《ノート》 動きつつある村 (Ⅱ)人と部落

「親分子分關係は部落の中だけで部落外には結ばれない」といわれ、「この附近ではよその部落に分家した例は一つもない」のであり、「部落の中の親戚は五〜六代は続くが、よその部落の親戚とのつき合ひはすぐ切れる」とすれば、むらの農民たちの生活秩序の安定は、部落閉鎖的に区切られた中での、親戚の連帯とその交錯が内包する行動様式の規制を通じて保持されていた側面が少くないと思われる。

一般にもそうだが、このむらでの親分子分關係は、原則として部落成員が結婚するときに結ばれるものである。したがつて、世襲的に受継がれることが多いとはいえ、親分子分關係は夫婦一對の世代限りのものであることが原則だといえよう。親分の羽振りが悪ければ、新夫婦は両親夫婦の親分から離れて他の羽振りのよい家の子分になる場合があるし、分家が親分になつて本家がその子分をつとめたり、二つの家が相互に親分になりあつてゐるなどという例も少なくない。つまり親分子分關係は、血族關係とその順位のもつ本來的な固定性にたいして、そのオヤ・コ規制とその機能を保持したまま、様々な変動要因→家の盛衰に対処するための一つの適応形式だとみなすことができるのではないか。

しかし明治以降の外部經濟の發展と変動とは、世代かぎりでは交替できるという親分子分關係の柔軟性をもつてしても、これへの適応を困難にした。たとえば、N部落における農家44と31は現在

なお部落で最も子分の多い親分ではあるが、その経済力は正から昭和にかけて下落した。13・39・16は昭和のはじめ頃に経済力を伸長したBクラスの親分だが、いまでは農業を離れてサラリーマンと化している。その上に農地改革が決定的な一撃を加えた。経済力の喪失と離農化によつて、かれらはもはや親分として子分や部落を世話する機能を果しえなくなつていゝといえよう。戦前の村議・区長等の村役はかれらの独占するところであつたが、戦後は完全に退場してしまつてゐる。

他方、戦後の農業経営形態の技術的・組織的展開と行政の側からする要請とは、新しいタイプの部落の世話役と機能とを必要としてきた。その一例を部落単位に設けられている苺組合支部長の機能にみてみよう。前節でみたように、この村では全村を一本に統一した大規模な苺の協同出荷を実施して成功しつつあるが、その成功の一因は共同選果による品質の規格化とこれに対する市場での信用の保持にある。この厳重な共同選果の直接の責任者は部落支部長であるから、つまり、苺の協同出荷組織の基本的な単位は部落だといえる。かくて、厳格な検査を行つて「N苺」のレッテルの信用を維持するためには、「うらまれること覚悟で、出荷倉庫でガミガミ言わなくてはならない」。親戚のものであらうが親分のものであらうが、規格に合わないものは落さなくては共同出荷組織全体の秩序が崩れる。こうした新しい秩序基準へ

の服従は、部落の生活にとつて新しい経験であつたに相異ない。「年老つた人では、『にくまれると損だ』と検査を厳重にしないから、若い人が主体にならんと駄目」なのである。ここでは、部落支部長の厳しい検査に従ふことが、親戚や親子分づき合ひの規制に優先するのである。そのかぎり、オヤ・コの規制とは關係なく、元小作人の出身でも有能な人は、この場面では支部長になれるのである。最近の部落役員への元小作層の進出には、こうした意味がその背後にあるとみるべきであらう。

このように、厳格な協同選果がすでに数年にわたつて成功裡に継続されている理由の第一は、いうまでもなく「協同の強味が百姓たちにもはや絶対なものと考えられている」からである。「苺の組合など検査がうるさいから嫌だといつてみたところで、組合の箱がなくては仕事にも何にもならん」のである。しかし第二に、「部落の名誉感」が支部長の検査の厳格さを正当づけている側面もまたみのがしてはならないであらう。「K部落の苺は一番悪い」という村での評判は、選果にあたつての「支部長の弱腰」の責任であるばかりでなく、悪い苺をつめたことの露見した本人にとつて部落に顔向けのならぬことなのだ。「部落の恥をそとにさらした」ことには、かれの体面を部落にたいして負つてゐる親戚も釈明の余地がない。かくて部落支部のまゝよりは堅からざるをえないし、「K部落の苺ははじめが一番悪かつたが、最近では

模範的によくなつた」ということも可能となるわけである。

K 部落「代官子飼いのむら」

K 部落は幕末に令名をうたわれ、た名代官B家の在住地であつた。いまでこそただの純農村にすぎないけれども、明治初年までこの地はその地域一帯の政治の中心を形成し、県庁すら一時は所在したという。そのままの姿をいまに残している古色蒼然たる広壮な代官邸は往時をしのばせるに充分である。この家を取りまく村びとたちの生活様式にも、当時のしきたりは色濃くのこされている。

部落の総戸数は四一戸、うち三八戸までが代官子飼いの譜代百姓およびその分家・縁者であり、他のわずか四戸が駐在巡査と戦時中の疎開者の居座りである。要するにこの部落は、代官B家の子飼いのむらなのである。

この部落の歴史の発端は、源氏の末裔B家が大和から一三人の家来をつれてこの地に土着したときにはじまるといふ。この一三家はいまも記憶されて存続しており、その中からB家によつて指名された「山守り」三戸がB家の財産（主として山林）の管理にあたる。しかしB家を中心とする諸行事（B家の祖先をまつる諸儀式をはじめ、B家の清掃・田植・山林の伐採・下草刈りなど）の直接の指揮は、山守りの助力をえて、部落区長が行うのであつて、B家の行事と部落行事との境界は明瞭でない。ただ異なるのは

B家の行事には疎開者と巡査の四戸が参加しない点のみである。

農地改革までK部落の地積は全部B家の所有地であつた。したがつてまた、K部落の住民は、耕地はもろろん邸まで全部B家の小作人であつた。その小作料はK部落民（子飼い）にかぎつて特別に安くされ、普通三俵のところを、一俵ぐらゐしか納めていなかった。また、他に又貸して収入を得ることも自由であつた。他部落民の言によれば、これは「いわば禄高で、B家の子飼いたる体面を保たせた」のだという。だから小作地は部落民からは「預り地」とよばれ、邸とともに「家の株」としてB家から「支給されたもの」と觀念され、農地改革までそれは「知行」にも等しい所有關係にあつたという。だから死に絶えた家の復興にも「本家は心配しなくてもよかつた」。「B家から預つてある邸や土地・山林などの財産があるから、家が絶えても他へ又貸ししておけば、資本の積立てさえできてすぐ復興できた」のである。

こうして、血族關係者を風のたよりに探して連れ帰り、絶家を再興させた事実がその当事者のなお生存している家だけでも二軒ある。つまり、部落とそこでの土地所有形態との本来的に不可分な關係が社会形象としてB家に結晶し、B家の安泰が子飼いたちの「家の株」の安泰の保証となつているといえよう。「むらはB家でもつてゐる。まわりもB家をつぶさない。いや倒してはならぬ」のである。最近、子飼いの一人が、農地改革で手にいれた

ばかりの「預り地」を私に隣部落の人に売り払つて妾をつれて離村してしまつたが、これに対して慨嘆する古老の気持はうなずける。「B家が一本に土地をもつていればこんなことにもならんものを……」と。そうして「本人はそれで済むかもしれないが、子供たちの将来をどうする気なのか」とつけ加えたかれの言葉には、土地所有形態と不可分に結びついた部落生活とそのしきたりの、世代を越えた安定への絶大な信頼が、その裏に物語られているといえる。

明治になつてから、子飼いの一人で急速に大きくなつた家があつた。明治末年頃には、運び込まれる小作米の量ではB家を凌駕するほどであつたという。しかしK部落におけるB家の地位はゆるがなかつた。B家と子飼いと根の生えた身分秩序は、一時的な根のない新興階級によつて代替されるべくあまりに安定した、客観的なものに結晶していたのである。それを立証するかのように、新興地主は昭和初期に事業に失敗して没落離村し、B家のみ依然たる権威を保持しているのである。

ところが他部落民にいわせると、このK部落は「団結力が強い。ドングリの背比べで、人の手柄をねたむ風が強い」という。また別の人はつぎのようにも批判する。「N部落(前項でみた「七軒百姓のむら」)は純朴で勤勉家が揃つているが、K部落はB家のひざもとで年貢が安いから努力しなくても食える。そのくせが

抜けないから安眠をむさぼつていて他の部落より働きが劣つてい」と。事実、最近他部落が積極的に導入している乳牛も耕耘機もこの部落には入つていない。葎の共同選果のさいにも、厳格さを欠いて当初もつとも成績の悪かつたのはこの部落であつた(反面、部落が不評をかつてから、葎の品質が模範的に良くなつたのもこの部落であつた)。自然の災害からも、この部落は比較的なぬがれやすい地勢条件にある。薪炭林も豊富だ。

要するにこの部落は、B家を中心とする秩序の体系が安泰である限り、部落の再生産の課題はいわば解決済みなのである。団結力がないといわれ、小さな内紛が絶えないとみられるのも、実は絶対的ともみられている部落秩序の安定を前提した上でのことで、安定が小波瀾を許しているのだとみることはできないであらうか。

他部落のある人がこのむらの戦後の様相を評して、「B家中心に忠勤を励む側と、社会的に役場の号令に従う側との二派に分れた」といつたのは、このむらの動きを巧みに表現したものでいえる。B家派と役場派との指導的な家の性格をみてみると、前者は戦前に所得水準のトップクラスにありながら現在は脱農化傾向にある家であり、後者は当時は中位の所得順位にありながら現在は最大の経営反別をもつている精農である。この指導層の変化ないし分化は、前にみたN部落の場合のそれと同じ傾向のものとい

えよう。ただそれがこのK部落の場合には、一方がB家に忠勤を励むという形で自己の勢力維持の正当性をシンボライズし、他方がこれに対抗して役場中心主義を標榜して、事態を混乱させている点で興味がある。

さきに例にあげたN部落のように、一方、部落秩序が特定の家柄にシンボライズされることなく親戚の連帯を介して全体の中に根を下ろし、他方、農業経営の面では独自の秩序を分立させるだけの積極性を示したところでは、指導層の交替は対立としてあらわれるよりもむしろ機能分化として並存する傾向をもちえたであろう。これに対してこのK部落のように、一方、B家が部落秩序のシンボルとして客体化されることによつて部落成員の能動的参与の側面を退化させ、他方、農業経営への積極性が全体に盛り上つていないところでは、両者は機能的に分化する余裕をもつことができず、それぞれ殊更に観念的な權威（B家と役場）をかついで対立的な派閥争いの形に落込んだのであろう。

調査覚書——一応の総括として——

1

そこにあらわれた現象面で比較してみると、K部落とN部落との間の最も顕著な相異は、前者の秩序が代官B家一本にシンボライズされているのに、後者は目立つた秩序のシンボルをもつて

いない点だといえよう。前者の地積は全部B家の所有地であり、部落民の「家の株」はB家からの「預り地」としてB家の安泰を媒介として保証されているが、後者の場合にはその地積の過半が部落民個々の所有自作地であり、「家の株」は部落の合議等を経て処理される（たとえば「家の株」は部落に株金を納めることによつて取得される等）。このように目立つた外面だけをみると、二つの部落はかなり相異しているといえよう。

しかしわれわれは、この両部落のそこにあらわれた差異にのみとらわれて、その構造の基底にある共通点を見落してはなるまいと思う。なぜならもう少しちいつて農業の技術水準や成員の細かな日常の生産と生活を規制している諸慣行をみると、基本的には両部落に大きな差はないように思われるからである。むしろ、部落の機能にたいする成員の大差のない要求が、両部落の歴史の差から、現象面では二つの異つた形態をとらしめたと思われる。相異した外形は、勿論、それ自体として興味ある課題をわれわれに提供するであろう。しかし充分な調査をやつておられないわれわれは、当面、二部落の異つた外形の底にある共通のものの所在に注目してゆくこととしたい。

以下は、調査報告であるよりも、部落一般についての私の狭い見聞にもとづいたノートといった色彩が濃い。調査が不充分で、調査データによつて立証しつつ論理を進めるという方法を

とりえなかつたためである。

2

農協組合長の言によれば、「百姓というものは利己的で自主性のないもの」である。なぜ利己的かというに「他人の厄介にならなくても自分でどうにか食つてゆける。貧しくても杜長だ。だから利己になる」のだという。生産力水準の現段階に規制されて、日本の農村社会の構成単位は単婚家族労作経営である。かれらは自ら労働し自ら生産して、その多くを自ら消費する。「かれらには分業への興味が無い。無理してまでも自給自足に執着し、なんでもかでも自分の腕で作つて、他人の助けは借りないですませようとする」。

こうして、大小の田畑を隣り合わせて日夜土をほじくつている部落の農民たちは、お互いにそねみ合い競い合うことになる。かれらは社会的に同質的並列的であるがゆえに、殊更に差異感受性を刺激されて、激しく優越を競わざるをえないのである。

「ビニール（苺）に失敗すればお互いに口では同情するが、腹では『資本ばかりはつたとてあれにはビニールは無理よ』と笑つてゐる」。「となりの蔵が崩れるのを喜ぶのには因縁がある。土地関係や貸借関係など古い恨みごとのいい伝えがあるから、あの家のひさが傾けばよいと思つてゐる」。「小作人の成績がよくて上級学校へいくと親分の扱いが別になつて手がつ

けられない。『学校に行つたじやないか』と厄介な仕事を押しつけられ、下働きさせられる。同じ小作百姓同志もそねみ合つてゐるから、地主のやりかたがむらの世論になつてしまふ」等々。

こうして互いに張り合つて暮している農民たちにとつて、部落のお互いは屢々競敵でしかなく、他人にたいする信頼は乏しい。要するに、部落内のに相互に機能的分業に立つことの少ない個々の農家の自活的・自足的な並存、さらには競存、これが部落の構造の特質を形づくる一面となるのである。

ところが、これと矛盾するかのように、部落民は部落にたいしてひどく消極的であり、事なかれ主義である。苺の共同選果にしても「苺組合の支部長がやかましくいわなくては出荷当番も駄目だ。『親方がいわんのに下手いつて恨られちやあ損よ』とくる」。そうしてその親方がまた、極端にまぢよつとした些事に ついても他人の恨みを怖れる。しかしこうした事勿れ主義も、実は自活的自足的な農家の烈しい競存がもたらす他の一側面にすぎない。人間にたいする信頼がなくなり競り合うお互いは「いつ何処でアダされるかわからないのだ」。部落民の現に所有し耕作し育てつつある財産（土地とその生産物）は、「銀行や金庫にはなくて、道端や山など人の眼にみえるところ、誰の手にもとどくところにあつて、悪意があれば誰にでも荒らせるように大つ

びらな場所にさらけ出されている。しかもその生産物からえられる農業収入は、少なくとも半年、林業などになると二十年・三十年と待たなくてはならない。これはサラリーマンが月々月給を突らせるのとはひどく違っている。部落民は自分の衣食住を自分の労働で直接に賄っているとはいっても、いな、そのために却つて、部落の人心が長期にわたつて安定し、伝統の枠の中に落着いていることが是非とも必要なのである。

田畑の境界争いや水争いや火災・盗難などに対応して、部落民それぞれの義務と権利とは、驚くほど些細にみえることまで（小さなあぜの草刈り権にいたるまで）綿密にきめられてあるのが通例である。こうして部落民が細かいしきたりの尊重にひどく神経質にみえるのは、これを支える社会的要求に根拠をもつといえよう。

要するに、部落の農民は、一方その「個人的思惟においてはお互いに厚顔なほど欲張りで、機会さえあれば土地をせびり、他人のひんむきを狙っている」のに、他方その「しきたりにおいて、というより条件反射において、部落の農民は極めて人道的である」。この二つの全く矛盾してみえる両面が、いまみたような相互の関連において統一されているのが部落社会なのである。農協組合長は「百姓は利己的で自主性がない」といつたが、むしろ「百姓は利己的であるがゆゑに、（部落のしきたりに対して）自主

性がない」というべきであつた。

本項において「内は、きだ・みのる著『日本文化の根底にひそむもの』からの引用文である。

3

部落のしきたりをささえ、個別の農家の間の関係を安定させるための結合の原理として、つねにオヤコの家族的関係が出てくることには理由があると思う。いまみたように、個々の家がそれぞれに自活・自足を志向して部落内の相互に他と機能的分業に立つことに興味をしめさないとすれば、いくつかの家が排他的に結合を保持しようとするさいに、その基底に求心的有機的な結合をもつことができない。各戸の農業経営が、かれらを機能的有機的に結びつける契機を内在していないとすれば、なにかほかに、農業経営にとつては外在的な機械的連帯の契機が、経営の安定と伸長のために保持されなくてはならない。機械的連帯の契機は、デュルケムによれば、原本的外部的な同類性であり共属性であつた。

同類性・共属性を基礎にする社会結合の最も一般的原初的なものは家族Ⅱ血の同一性であろう。家族の結合の特質は、その結合の由来が生物学的自然的であつて、お互いは血を分けた分身であり、したがつてこの結合は主観をもつて拒絶し否定し、または曖昧にすることのできない固定性・永遠性・排他性を含んでいるも

のとみなされている点にあるであらう。

かくて、いわゆる「身内」としてのこの結合関係は、部落の社会生活における最も長期にかかわる場面において「他人」と区別されるべき紐帯となる。そうしてこのことから逆に、同類性を基礎にする集団が結合の契機を自身に内在していないために、その結合関係の安定的な持続の保障手段として、あるいは結合範囲拡充の手段として家族原理を模倣し、家族的規範（結合の本来的な固定性、したがって永遠性と排他性がその基本）を自己に課するということも生じてくる。本家分家関係（同族的系譜関係……非血縁者を含みうる）、姻戚関係、親分子分関係、などが部落におけるこのような家族的関係の範疇に入るであらう。

したがって、たとえば本家が分家を出し、土地を分与し、耕作権を与えるということは、ただちに自由な独立した家を与えるということではなく、そこに系譜関係を排他的に設定し、相互に家族的規範のつとつた拘束関係に入るということを意味するであらう。

4

有賀喜左衛門氏は、家の属性についてつぎのように言われる。

「家は重要な生活単位として家族の生活保障の役割を負わしめられていた。家の属性のうち一番重要なものは家の存続にたいする痛烈な希求であつた。このような願いが生じたのは、その存続が

いかにむずかしい条件にさらされていたかということの逆現象であつた。……そうでないと家の系譜の永さがいかに高い価値をもつていたかも理解できない」と。

つまり、安定への痛烈な要求は不安定の逆現象なのであり、かくて安定はそれ自身価値となる。日本の農村社会において、個人がすべて家に従属し、家の存続に奉仕する存在とされたのもそのためであつたし、分家がそれによつて本家の安定を脅かすことがあつてはならないとされたのも、さらに個別の家が部落のしきりの尊重に神経質であつたのもそのためであつた。家族的結合関係が、農村社会における結合一般の安定的固定的な原理とされた反面の理由はここにあると思う。

かくて本家は分家に僅少の財産しか譲らないのはむしろ当然であつた。したがつて本家分家関係は同時に地主小作関係として編成された。これは反面、地主小作関係一般をオヤコの家族関係に擬制させる根拠を与えたであらう。地主は親分として部落の家族的結合関係の中に包摂された。

かくて、本家（地主）の経済的身分的優位はおのずから再生産されざるをえない。ことに明治以降、地租改正（「現物小作」と「地租金納」）による地主取得分の増大は、一方、地主の成長を促してやがては地主小作関係を部落の区域を越えてとり結ばせたと同時に、他方、国法をもつて保障された土地の私的な所有権名

義は、地主にとって特定¹の部落もしくは特定²の小作人との関係を離れた、単なる小作料収取のための手段として観念化された。

家族的関係のもつている固定性・排他性と、近代的所有権本来の性質である交換性・開放性とは本来、異質的なものである。そこにはやがて矛盾を招来せざるをえない。N部落において、安定のシンボルであるべき親分地主が、近代的所有権名義の地主と化したがために、短い期間の間に激しい榮枯盛衰に見舞われなくてはならなかつたこと先述の通りである。地主は、小作料の確保・増徴のために小作地の転貸もあえてするようになり、特定小作人との間のパーソナルな固定的関係の保持は地主にとって障碍となる。このことは反面、小作人にとって、耕作権安定のために特定地主とオヤ・コ関係を結んで、地主をその規制のもとに拘束しておくことの必要を生む。「当時、小作人の力は乏しく土地取上げは簡単だつた」というから、この村の地主は、地主なるがゆえに殊更に、耕作農民の側から親分たることを望まれたであろう。こうして地主は、一方、部落を越えた場面に地主小作関係を拡大し、また国法をもつて土地の私的所有権を保護されることによつて部落の社会規制から自由となりながら、他方部落から望まれてその家族的秩序の中にあるものと観念され、当然のこととして部落を代表するという二面的な立場に立ちうることになつた。

K部落の元代官B家とその子飼い部落民との関係は、こうした

事態を典型的に示しているように思える。B家と部落民との関係は、一面では地主小作関係であつたが、子飼いの部落民に限つて小作料を安くし耕作権の安定を保障することによつて、特定小作人とB家との関係は排他的に保持されていた。K部落の小作人たちは地主B家の存続に奉仕する存在であり、かつ、そのことによつて自らの「家の株」も保障されるものと観念していた。しかし、いまみたように明治以降、客観的事態は変つた。特定小作人の奉仕をまたなくともB家の土地所有権名義は国法をもつて保障されるにいたつた。B家はこの限り、部落の規制から自由になつたのである。旧来からのB家との特権的な関係の温存を望んでゐるのは、いまや、特定小作人の側のみであつて、B家ではなくなつたといえよう。

川沿いのB部落（この部落の調査はなしえなかつたが）の事態はK部落のそれとは若干異つてゐるようみえる。しかし、その底を流れる農民の志向には、やはり、共通のものをみてとることができないのではないか（もちろん、相異点はそれ自体一つの課題であるが）。この部落では、農民が耕地を手離すとき、わざわざ村内地主を避けて名古屋在住の不在地主に売つたという。「遠くの人に売つたからといって背負つてゆけるわけでなし、買い戻すときにも元の売り主に売つてくれる。村内の小地主に買つてもらうと情実に動かされて、地主の機嫌でも損ずると借りられなくな

る。それに在村小地主には転賃が多くて元の売り手が不明瞭にされてしまう」と。

つまり「地主にも小作を搾り上げるばかりと、小作をよくして自分もよくなるというのと二つの型があつた」ので、小作人は地主を選択するという形で地主に消極的な抵抗を試みていたわけである。在村地主の側としても、長期にわたつて安定的に小作料を確保し、かつ、自己の勢力を村内に扶植しておくためには、特定小作人とパーソナルな関係を結んでその耕作権を排他的に保障し、親分としての世話をみてやるが必要であつた。

戦後の民主化運動の最も活潑だつた部落の一つがこのB部落であつたといわれる。その原因はこの部落には不在地主の小作人が多く、在村地主に対して相対的に自立的でありえたからだといふ説明でしよう。しかし、不在地主の小作人が多かつたという事実それ自体がすでに、いまみたように、小作人たちの在村小地主の親分たることに對する不信任の表明であつたとするなら、原因はさらにその底にあつたといわなくてはならぬ。B家子飼いのK部落の場合と同様、活潑だつたといわれるこの部落の民主化の運動も、実は旧来のオヤコ秩序そのものの否定に向けられたというより、むしろ親分が、「地主」となつたがために部落のオヤコ秩序に奉仕しえなくなつたことに對する不信任の運動であつた、とみるのはちがひすぎであらうか。

5

N部落にその例をみたように、親分地主層の後退と新しいタイプのリーダーの進出とは、全村的にみられる戦後の新現象である。「いまでは土地や財力はもう指導者としての条件ではなくつて、能力がものをいう時代になつた」のである。しかし「能力だけでもゆかない場合には、やはり旧地主自作クラスが登場する」と附言することを村民は忘れない。「単なる技術的なことなら新しい指導層でも処理できるが、農道をつくるとか小路を変更するとか、村の慣習を変えてゆく問題となると家柄の人に出てもらわなければならない」と。

細かい社会関係に立ち入つた調査を行つていないので、内容のない文学的表現をとらざるをえないのだが、右のように附言した村民の言葉には、つぎのような意味がこめられているのではない。村の慣習の生命は長い。オヤコの規制を生み、かつこれに支えられている部落社会の永い歴史的な秩序の体系は、広く深く根をはつている。固定性と排他性を基本とするオヤコ規制に支えられた歴史的機能への期待と信頼は依然として生きている。誰がその機能の担い手となるかはともかくとして、世代を越えて続く部落の生活を保障する秩序のシステムは、部落民にとつてなお欠くことのできないものだ、と。

三、戦後の指導者の一つのタイプ

農協組合長の悩み この村における戦後の指導者の一つのタイプとして、改革前の小作農の出身である農協組合長を組上にのせてみよう。

戦後、この村での組合長の選出は、総会における組合員全体からの直接選挙によつて行なうならわしになっている。現組合長は、戦後、農協が設立されて以来一〇年間の勤続であり、選挙における組合員の支持率は九割を下つたことがないという圧倒的的支持を与えられている。最近の組合長選挙のさいなどは、組合長にたいする反対票はわずかに一票、それはかれ自身の投じたものであつたというから、いまや、かれにたいする組合員の支持は一〇〇％だということになる。実際、調査中にわれわれの面接した農民たちは、口を揃えて現組合長を支持する旨を躊躇なく明言した。

ところが甚だ奇妙なことに、組合長は必らずしも、農民の支持に絶対的な信頼をおいてはいない。かれは現行農協法を批判してつぎのようにいう。「百姓というものは利己的で自主性のないものだ。これに自主的にまともなれというのが農協よ。無理な話さ」と。そうしかれば、つぎのような法の改正を主張する。

- (1) 生産資材の購入と生産物の販売とはすべて農協を通じてさ

せるよう農協に強制権を与えて、これに違背するものには二万円以下の罰金を課せ。

- (2) 組合長の身分を保証せよ。農協法は、組合長を名誉職として『報酬をうける』としてあるだけだが、これでは不安定だ。負つてゐる責任に相応しく身分を保障せよ。

農民の絶対的な支持をえてゐる筈のこの農協組合長が、意外にもこうした悩みと不安感をぬぐいえないという事実のなかに、戦後の村段階における指導者の存在形態とその性格とが、象徴的に示されているように思われる。以下、この組合長の悩みと不安感の由来を、もう少し立ちいつて検討してみることしよう。

農協の弱みと部落の強さ 組合長は、しばしば、役場の安定した状態をひき合いにだして組合の不安定性を歎く。「役場は税金と特権でまもられているからどうということはないが、農協はうつかりしていると農民が離れていつてしまふ。役場なら延滞料までつけてビシビシ税金を取り立てるが、農協では貸付金がこげついても差押えや競売など思いもよらない。どんな悪質なこげつきでも、借り主の差押えなどしようものなら、その嫁の実家にいたるまで、親戚が縁がかりで農協を非難し、非協力の態度をとるようになる。貸した金を返さないのが悪いとはいわれないで、農協の非人情を責めるのが農民の考え方なのだ」と。

他方、農協の弱さの説明に、苺組合部落支部の強さがひき合いにだされる。「部落支部がやる苺やトマトなどの検査には權威があるが、農協にはそれが無い。農協の検査員が『荷造りが悪い、品質が悪い』とでもいおうものなら、その反感で貯金も下ろす、物も購わない、と反撥がくる」と。この説明のなかに、戦後日本の農協の、役場の強さと部落の強さの両方に敵わない中途半端な性格が表現されているといえよう。

役場の強さについては多言を要すまい。役場は国の統治機構の一分枝である。日本国民でありかつその地域の住民である限り、かれは役場の支配から離れることは出来ない。住民がこれを是認しようがしまいが、中央政府がその機能を保持している限り、役場は消滅することがない。これに反して、組合員の自主・自立性の承認の上に立っている農協はそうはゆかない。農協は加入脱退が自由であり、ないしは加入していても利用を強制することはできないのである。

組合員の加入脱退や利用の任意性が農協にとつて脅威であるのは、それが経済団体としての協同組合の弱点を衝かれることになるからである。他の近代的経済団体（たとえば株式会社）と区別される協同組合の特質は「人的結合の団体」である点にある。すなわち、協同組合は組合員を独立せる人格をもつ生産者として容認する点で株式会社と異なる。その結果、(1)資本額は可変となり資

本の力の自由な発揮は妨げられ、(2)組合の活動量は組合員個々の要求する数量の総和によつて決定され、任意の縮小拡大はなしえない、という不利をまねく。これが商品交換社会における協同組合の活動を著るしく妨げることは否めない。この不利を協同組合は人的結合によつてカバーしなければならぬ。即ち、組合員個々が積極的に経済情勢に適応することによつて組合の活動を援助しなければならぬのである。この意味で、この村の農協のように組合員が利己的で自主性がないということは、組合にとつて致命的というほかはない。

ところが日本の農協は、農民の自発的需要によつてつくられたものであるよりも、官僚によつて哺育されたものであつた（森住伍郎稿「日本農村の閉鎖性」農業総合研究五の三参照）。協同組合の弱味であるとともに、その弱味を克服すべき要素たる人的結合の強化が、日本の農協（産組）の場合には、組合員個々の積極的な経済情勢への適応を啓蒙することによつて遂げられたのではなく、むしろ組合員の自主性と独立性を無視するような方向において遂行された。「肥料一切組合まかせ、そして鉄とる身のかるさ」というスローガンはこのことを端的に物語っている。

すなわち日本の農協はその人的結合を、部落連合体たる行政村の区域とそれがもつ行政上の紐帯をそのまま利用するという形でもちこんだのである。その結果、とにかく組合員が組合から積極

的に離間することがないという意味では組合経営の維持に役立つけれども、組合を能動的に働き上げてゆくような主体性を組合員に期待しえないという点では、農協がいつまでも官僚の哺育から独立することができず、補助金や免税の特典に依存することになった。戦争に入ると共に、農協（産組↓農業会）が国の統制機構の末端としての役割をさしたる反響もなしに受け容れたのも、かかる農協（産組）自体の基礎にある人的結合の半行政的性質の受動性・非主体性の結果であつた。

官僚によつてあてがわれ、国の統制機構の末端的役割を担わしめられ、かつ、それによつて財政的にも支持されることとなつて、農協は個々の組合員によつて、役場と大差ない外部的・客観的構成物となつた。国の統制機構の末端としての役割を果すことによつて農協の経営が安泰となればなるほど、その構成員たる組合員の能動的参与の意識は退化した。そこでは農協との関係は、個々の組合員によつて銀行預金の出し入れや一般商店との取引と異ならず、制度上、農協への加入脱退が任意であるのみならず、觀念の上でも農協との結合分離が安易に考えられてくる。そこには、商人への義理と部落から出ている農協役員への義理とを天秤にかけた狭い個人的利害への配慮はあつても、農協を単位とした共同のもたらす利益のための人的結合の尊重はない。人的結合の尊重とは客観的には組合員道德の成立であり、農協利用をめぐ

る社会的規制の成立にほかならないであらう。ところが農協組合長が歎息するように、農協のやり方について組合員の私憤は、私憤のままに親類・縁者あげての農協離反へと容易に拡がつてゆくのであつて、私憤を公憤をもつて克服しこれを制約するだけの組合員道德は社会的規制は成立していないのである。目覚ましい成功をおさめている全村一本の苺の共同出荷も、その嚴重な共同選果となると、組合員道德よりも「部落の名誉感」に依存する傾きがあること前述の如くであつた。

組合員道德はなぜ未成熟なのか。右の例でみると、親類・縁者の紐帯の強さが組合員の農協からの離反を助け促しているといえよう。つまり、旧來のオヤユの紐帯とその紐帯の場をなしている部落の規制の強さが、農協の規制力の弱さを生んでいるのである。部落の強さとは何か。農協組合長は「農民が利己的で自主性がないことが農協の弱みだ」と繰返したが、その同じ農民が部落を構成するとき、なぜ部落は強くなりうるのであろうか。

部落の強さについては、甚だ不十分ながら前節において考察した。その結論によれば、むしろ農民が利己的であることと、部落のしきたりに対して自主性をもたないことが裏腹に結ばれ合っているものであり、また、それゆえに部落のしきたりが尊重され、部落の強さが保持されるのであつた。

部落のしきたりの生命は長い。部落民は代々このしきたりをま

もつてその中で暮している。部落民は互いに、しきたりとして用意されている社会的対応に期待してあやまることがない。このことは反面、しきたりに違背したものへの予期された社会的制裁の確実さによつて支持されている。いきおい、しきたりにたいする部落民の信頼は大きくならざるをえない。こうして部落民の人間にたいする信頼の欠如は、全面的に部落の社会規範への依拠によつて代替される。というよりもむしろ、慣行にたいする信頼が人間一般への信頼を育てなかつたというべきか。部落の人たちが他人に対して、共通の慣行に服している人であるか否かによつて、つまり身内であるか否かによつて、信頼の表情を極端に変えるという事実も、ここから生じているのではなからうか。

こうして、慣行の中でのみ暮しているものにとつて、慣行の規制のそとにある人間一般への信頼は殊更に育ちにくい。部落にたいする信頼(部落規制の強さ)は、部落のそとの世界にたいする不信(農協規制の弱さ)と結びつかざるをえないであらう。

戦前は地主が、部落と部落外社会とを媒介する役割をはたしていた。さきにも簡単に触れたように、地主は、一方、部落を越えて地主小作関係をひろげ、かつ、その土地所有権を国法をもつて保障されることによつて部落規制から自由となりながら、他方、部落民から望まれてその部落規制リョヤコ秩序の中にあるものとして振舞い、当然のこととして部落を代表する立場にたちうるこ

とによつて、この内と外との媒介者たる役割をはたしたのであつた。この点、部落民の部落外社会への不信は、同じ規制のもとにある(と思われている)親分地主への信頼によつて補われていたといえよう。つまり、部落の強さにたいする村段階の弱さ↓農協の弱さは、地主階層が専ら当然のこととして村段階の長(例えば産組組合長)の座を占めることによつて補強されていたわけである。ところが戦後の変革は、内と外との媒介者としての地主親分層の全面的退場を強いた。いわば従来、地主によつて充たされていた村段階への信頼に空白を生じた。この空白は、内からかさもなければ外から埋められるのでなければ、村段階リ農協は安定することができない。農協組合長が役場と部落の強さを引き合に出して、農協の弱さを敷する一つの根拠はここにあるといえよう。

戦後の農協組合長の性格 現農協組合長は元小作層の出身である。いまみた如く戦前の組合長ならば、地主親分として別格者でありつつ部落秩序の一環に位置づけられ、いわば機能に先立つたその社会的身分によつて地主は村段階における長たることを是認されていた。しかし、小作層出身たる現組合長には、かかる部落社会の内的秩序からの承認は与えられていない。かれは別格者ではない。前村長のO代議士や現村長C氏のような東大卒といった

肩書もない。むしろ農民にとつて同質者であるという親近感が、かれの農協長としての人気の基礎になつてゐる。ないしは、別格者振らないことが農民の信頼を集めてゐるといつてもいい。調査中にわれわれの面接した農民たちは、いずれも現農協組合長を支持していたが、支持の理由の中に現組合長にたいする農民の評価の尺度が物語られていて興味深い。

「組合長は百姓出のボクネンジンだが、真面目で親身があつていい。どんな人とも心易く話をする。」しかし「貸付限度以上を顔で貸してくれといつても絶対に駄目だ。意思の強い人だ。」「農協にたいする農民の信用は大きい。農協利用率も近隣町村で一番よい。これは組合長が信用されているからだ。」「組合長が堅いから、農協が大きくなつてゆく。」「組合長の私生活は質素そのものだ。組合長になる前と全く同じ状態で、壁も落ちた儘だ。私慾がない。」等々。

つまり、安心して委せておける、やたらに動かない、ということが人気の根拠であつて、動けという部落民の要求はみあたらない。だから組合長は、かれの行動を下から衝きあげ押し進め、指針を与えてくれるような能動的な力を農民の内部に期待することができない。要するに、強力な指導者としてのかれが評価されているよりも、かれの同格者としての親近感とそこから滲みでた村の生活秩序の安定要素としての信頼感が評価されているといえよ

う。

したがつてかれは、うつかり少しでも異質者として動けば、反撃をうける。能動的に動かないことが期待されてゐると同時に、それゆえにつねに、組合長の椅子を狙う同輩多数によつてその地位を脅かされている。「組合長選挙で投票総数六〇〇票の中、六〇票の反対投票が出たら辞任する」と、かれはいう。なぜなら、「この反対投票には一粒選りが含まれてゐる。残りの五四〇票は浮動票だ。だから、一割の反対といえども六年も七年もやつた組合長にたいして、一寸したこと二〇倍、三〇倍の反対票にふくれ上らないとはかぎらない」からだ。したがつてかれは、浮動票をつかんでおくために、組合員にたいして同質者たることを印象づけるべく、つねに注意深く演出につとめなくてはならない。組合長は、自分自身に課している職務規定だとして、つぎのようなことを述べだが、これが丁度、部落民の組合長にたいする評判と裏腹になつて結びつてゐるのは偶然ではないであらう。

「組合長のやり方に定石はないから腰だめでゆくほかはない。公用なら車にも乗るが村境いまできたら下車して徒歩で帰宅しなければならぬ。ポコポコ歩けば『組合長さん御苦労さん』となる。車で乗りつけば、自分の金できても反感をもたれる。また、どんなに忙しい時でも道での挨拶に素気ない態度をみせてはならない」等々……。

この村において最も功労のあつた指導者とはいへば、戦前のU村長と戦後のO村長を挙げることに異論は少ないであろう。この二人の功労の特質は、両者いづれも部落の反対を強硬に押し切つた点にあつた。戦前のU村長は「物凄く信念の堅い人」で、部落間の負担の按分問題でもめぬいていた大規模な揚水溝の建設を、「危くてとても歩けないほどの激しい反対を押し切つて」やり遂げた人物である。またO村長は、戦後の民主化運動を指導して大きな成果をあげた人物だが、成功の要因は、部落に足場をもつ旧地主勢力の抵抗を排して、村一円に革新的な農民組合を組織しえたことであつたと思われる。徹底的な耕地一筆調査を実施して、供出割当にさいしての部落間の対立を未然に防止しえたのも、かれの強力な指導に負うところ多大であつた。

両村長がかかる困難な事業を遂行しえた理由には、勿論、個人の個人的資質が預かつて大いに力をもつたであろう。しかし、他方、この二人の人物の村における社会的地位がこうした力の発揮を可能にしたとみられる側面も看過すべきではあるまい。ちなみに、U村長は早大卒で周辺にも名の知れた相当の家柄の、川沿い部落の中心勢力を形成しうるほどの大地主であつた。またO村長は東大卒のやはり地主の家柄であり、東大卒後は地元の農学校に赴任して、全村に散在中堅層多数をその教え子として擲んでいる人物であつた。つまりこの両人は、いずれも部落を越えて全

村的立場から指導的に動くことのできる別格者としての社会的地位を、村民から暗黙のうちに是認されていたといつてよいであろう。

小作層出身の同格者たる現組合長には、かかる社会的地位は与えられておらないし、したがつてまた思い切つた行動にすることも出来ない。戦後、O村長が農民組合を中心にして民主化運動に挺身していた混沌期には、当時、農地委員小作代表であつた現農協組合長はむしろ傍觀的中立的立場をまもつていた。そうして、O氏が中立派と結んで村政を掌握し旧勢力を屈服してしまつて後、かれは中立的な立場から農協組合長に選ばれた。つまり、左派の村長O氏とのコンビとして中立派の現農協組合長が推されたのである。かれはO氏の動にたいする女房役としての静のシンボルであり、村民にとつて心理的安定要素であつたと想像される。かれが組合員から圧倒的支持を与えられた一半の理由はここにあつたであろう。

ところがO村長は、間もなく社会党から立つて代議士に當選して村を離れた。その後釜に推されたのは中立派の温健な商家出のC村長であつた。かつての名コンビの片方が欠けたまま、以前のような形には補充されなかつたわけだ。いまや農協組合長は、名実ともに、自分の足で立たねばならなくなつたのである。^(註)

(註) 新しい農村の建設は日常的な形で行わるべきである。き

わだつた指導者に率いられる場合、それは非常時の形をとる危険があり、その指導力保持のために相つぐ仕事を求め、絶えざる新規の改革に驅りたてられ易い。この点、改革の指導者であり勤のシンボルであつたO村長が、後事を女房役の靜のシンボルたるK農協長に託して村を離れたのは、機をみるに誠に敏であつたといえよう。温健中立派の新村長C氏と百姓田のボクネンジンK農協長を長にいただいて、この村の建設は日常化したのである。つまり村の活動は、政治的斗争（部落の外の場面）から、経済的経営（部落に根差した場面）へと移行したのである。

戦後の農協は「農民の、農民による、農民のための農協」という民主的たてまえをとっている。農協組合長は、自分の地位を法の強制力をもつて護つて貰うことを期待するわけにはゆかず、また、自分の行動を規制しかつ正当化してくれるものを、農民以外の公権力に期待することもできない。さりとて「利己的で自主性をもたない農民」に多くを期待することも無理である。

このように考えてくるとき、農協組合長が無意識のうちに、自分の自主性を権力に身売りしたい誘惑につりこまれている心理状態が察せられるであろう。かれが農協法改正を主張して、法律をもつて組合員を農協にしばりつけると共に、組合長の地位をも法律で保障せよ、と提案しているのもこうした事情が背後にあるか

らではあるまいか。村民の一人が、つぎの農協組合長にはもつと家柄の重みのある耕作地主クラスの人が選ばれるだろうと予測していたのは、右にみたような事情を感じとつていたからではあるまいか。

* * * *

コメント

市 岡 幸 三

「動きつつある村」として掲げた二つの調査報告（I）農業発展のすがた：市岡、（II）人と部落：川口）は、同じ村・同じ部落・同じ農家を、同じ時期に二人がそれぞれ調査したものである。しかし、この同じデータを二人の研究員が分析した結果としての、この報告は、本来、同一の結論が導かれるべき筈なのに、事実はそのれに反して、何かチグハゲなものを感ぜさせるのである。

どうしてであろうか。それは、前者が発展的なもの、ないし新しいと云われるような現象のみを抜き出して追求しているのに対し、後者はその現象の中からいわば古いものないし伝統的なものを抽象しようとしているからである。かくして、二つの報告書は、停滞と進歩、新と旧とが対立したような感じを与えるものとなつてしまつた。しかし、現実の農村には、確かにこうした対立